

徳島県告示第427号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年8月14日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
弁護士法人エジ ソン法律事務所	東京都千代田区 神田錦町1－8 －11錦町ビルデ ィング4階・8 階	徳島県母子父子寡婦福祉資金 貸付金債権回収業務に係る公 金の収納の事務	令和8年5 月22日	令和8年6 月1日